

府子本第 396 号
子保発 0328 第 3 号
平成 31 年 3 月 28 日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
（公印省略）

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公印省略）

「平成 30 年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について

標記については、「平成 30 年度における私立保育所の運営に要する費用について」（平成 30 年 6 月 29 日府子本第 700 号、子保発 0629 第 1 号）内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）により示しているところであるが、今般、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成 31 年内閣府告示第 22 号）が公布されたことに伴い、上記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）に対して遅滞なく周知を図られたい。